

○藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付要綱

(平成 29 年 3 月 24 日告示第 39 号)

改正 平成 30 年 3 月 12 日告示第 12 号 平成 31 年 3 月 18 日告示第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、藤崎町若者移住すまいづくり補助金（以下「補助金」という。）について、藤崎町補助金等の交付に関する規則（平成 20 年規則第 15 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 補助金は、町内に自らが移住する目的で住宅を建築し、又は新築住宅を購入する若者夫婦に対し、必要な費用の一部を補助することにより、人口の維持と地域の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助の対象)

第 3 条 補助金の交付を受けることのできる者は、次のいずれにも該当する夫婦とする。

(1) 平成 29 年 4 月 1 日から実績報告までに、町外から転入し町内に住所を有していること。ただし、平成 28 年 12 月 1 日以降に転出し再転入していないこと。

(2) 交付申請の日において、満 45 歳未満であること。

(3) 5 年以上継続して定住すること。

(4) 前年度分の市区町村税に滞納がないこと。

(5) 町内会に加入していること。

(6) この要綱による補助を受けたことがないこと。

(7) この要綱による全ての必要書類を申請年度内に提出できること。

2 補助金の対象となる住宅は、次のいずれにも該当する住宅とする。

(1) 建物登記の原因及びその日付が平成 29 年 4 月 1 日以降の新築月日であり、実績報告までに登記が完了した住宅であること。

(2) 住宅（土地を購入した場合は住宅と土地）の所有権は、夫・妻のいずれか又は共有の名義であること。

(3) 住宅の床面積は玄関、居室、台所、風呂、トイレを有する居住用部分が全体面積の 2 分の 1 以上で 75 m²以上の住宅であること。

(4) 住宅の建築又は購入に係る費用は、申請者が購入した土地の取得費を含めて 1,000 万円以上であること。

(5) 住宅の建築又は住宅・土地の購入の契約相手は、夫及び妻の 3 親等以内の親族でないこと。

(6) この要綱による補助を受けたことがない住宅であること。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、土地を購入のうえ住宅を建築又は住宅を購入した場合は 80 万円、土地を購入せず住宅を建築又は住宅を購入した場合は 50 万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の建築又は住宅・土地の購入に係る契約書の写し
- (2) 住宅の居住用面積等が確認できる書類
- (3) 住宅の位置図・平面図・立面図
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(申請期間)

第6条 補助金の申請期間は例年4月1日から12月20日までとする。ただし、その日が土曜日又は日曜日にあたる場合はその直後の平日とする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請を受理したときはこれを審査し、藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付決定通知書（様式第2号）又は藤崎町若者移住すまいづくり補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(内容変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が申請内容を変更又は取り下げるときは、藤崎町若者移住すまいづくり補助金変更（中止）申請書（様式第4号）を提出して承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理したときはこれを審査し、藤崎町若者移住すまいづくり補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 第6条及び第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、住宅の取得及び転入後、速やかに藤崎町若者移住すまいづくり補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の建築又は住宅・土地の購入に係る領収書の写し
- (2) 住民票謄本
- (3) 戸籍の附票（夫及び妻の平成28年12月1日以降の住所が分かるもの）
- (4) 前年度分の市区町村税の納税証明書又は滞納がないことを示す証明書
(夫及び妻の分)
- (5) 建物（土地を購入した場合は住宅と土地）に係る登記事項証明書
- (6) 住宅の完成写真
- (7) 誓約書（様式第7号）
- (8) 町内会加入証明書（様式第8号）
- (9) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の確定)

第 10 条 町長は、前条の実績報告を受理したときはこれを審査し、補助の要件を満たしていると認めるときは、藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付確定通知書（様式第 9 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 11 条 前条の規定により補助金の交付確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付請求書（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の支払い）

第 12 条 町長は、前条の請求があったときはこれを審査し、補助の要件を満たしていると認めるときは、申請者に補助金を交付するものとする。

（補助金の取り消し及び返還）

第 13 条 町長は、補助対象者が偽りその他不正な行為により交付決定を受けたときは全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第 1 項の規定により補助金を取り消す場合は、藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により交付決定者に通知するものとする。

4 第 1 項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

5 前項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、藤崎町若者移住すまいづくり補助金返還命令書（様式第 12 号）により交付決定者に通知する。

6 夫婦が 5 年以上継続して居住できないことになったとき及び町内会から脱退したときは、速やかに町長へ報告し補助金の一部を返還するものとする。この場合において返還する補助金の額は、5 年に満たない期間の年数に応じた額とする。ただし、夫婦のどちらかが居住できなくなった原因が、死別・離婚・単身赴任の場合は返還を免除する。

7 前項の規定により補助金の返還を命じる額は、転入後の年数に応じ、次のとおりとする。

(1) 1 年以内のときは、補助金の全額とする。

(2) 1 年を超え 2 年以内の時は、補助金の 10 分の 8 とする。

(3) 2 年を超え 3 年以内の時は、補助金の 10 分の 6 とする。

(4) 3 年を超え 4 年以内の時は、補助金の 10 分の 4 とする。

(5) 4 年を超え 5 年以内の時は、補助金の 10 分の 2 とする。

（補助金の返還免除）

第 14 条 町長は、補助対象者が天災等やむを得ない事情により前条に規定する要件を履行できなくなったと認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

（委任）

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則
(施行期日)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 12 日告示第 12 号)
この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 18 日告示第 9 号)
この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付申請書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金不交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金変更(中止)申請書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金変更交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金実績報告書
[別紙参照]

様式第 7 号(第 9 条関係)

誓約書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 9 条関係)

町内会加入証明書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 10 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付確定通知書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 11 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付請求書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 13 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金交付決定取消通知書

[別紙参照]

様式第 12 号(第 13 条関係)

藤崎町若者移住すまいづくり補助金返還命令書

[別紙参照]